

# その他、児童発達支援の基準について

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準)

## ● 第7条 (管理者) 抜粋

「事業所ごとに管理者を置かなければならない。ただし、管理上支援に支障がない場合は他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる」

## ● 第8条(従たる事業所を設置する場合における特例)抜粋

「(児童発達支援センターを除く)主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所を設置することができる。

従たる事業所を置く場合、それぞれ1人以上は常勤かつ専ら従事するものでなければならない」

17

## (新) 放課後等デイサービスのイメージ(案)

### ○ 事業の概要

・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

### ○ 対象児童

① 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児  
※障害児の定義は児童発達支援と同じ

### ○ 定員

10人以上  
※児童デイからの移行を考慮

### ○ 提供するサービス

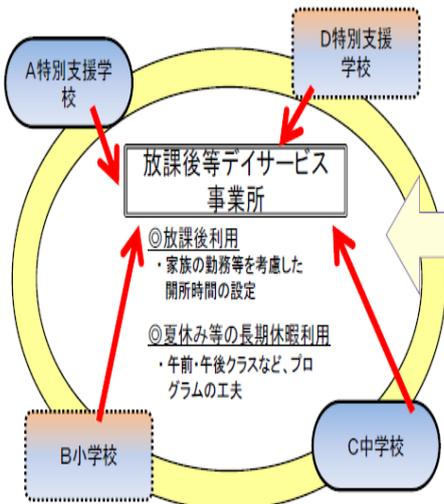
① 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与

・ 多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供。

- ① 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- ② 創作的活動、作業活動
- ③ 地域交流の機会の提供
- ④ 余暇の提供

・ 学校との連携・協働による支援  
(本人が混乱しないよう学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性が必要)

・ 児童デイからの円滑な移行を考慮した実施基準を設定する方向で検討



私は児童デイサービス事業所です。今後どうなるのですか!?

#### POINT

児童デイサービスのII型のイメージで、「児童発達支援管理責任者」を配置し、個別支援計画を作って支援します。

#### POINT 2

学校からの送迎、夏休み等とそれ以外のサービス提供時間の違い等を、報酬上考慮される予定です。

#### POINT 3

現在の児童デイサービスと同様に、引き続き利用の必要性が認められる場合には満20歳に達するまで利用可能です。

#### POINT 4

現在、指定児童デイサービス事業所の皆さんは、4月1日に放課後等デイサービスの指定を受けているとみなされます。ただし事業所番号が変更になるため、新しい事業所番号が付番されます。

18

## 放課後等デイサービスの指定基準案

人員基準・設備基準案の概要

基準省令では児童指導員から指導員に変更

人員基準	従業者	児童指導員又は保育士	単位ごとに当該支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数（1人以上は常勤）  ・ 障害児数が10人までは、2人以上 ・ 障害児数が10人を超えるときは、2人に、障害児数が10人を超えて5又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
		その他必要な職員※	日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合
		児童発達支援管理責任者	1人以上は専任かつ常勤
管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導訓練室、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。</li> <li>また、指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えること。</li> </ul>		

多機能型事業所においては兼務可。

※ 配置した場合は指導員等の総数に充てることができる。

運営の基準は児童発達支援センターと同様

19

## 新 保育所等訪問支援のイメージ(案)

### ○ 事業の概要

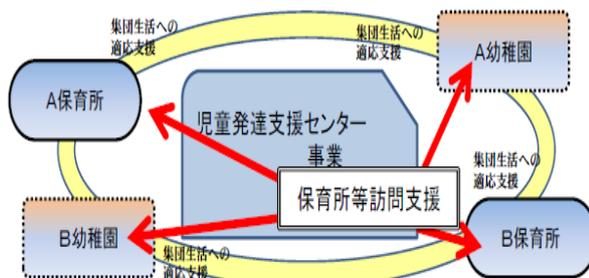
・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進。

### ○ 対象児童

④ 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児  
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断  
発達障害児、その他の気になる児童を対象

＝ 個別給付のため障害受容が必要

→ 相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



### ○ 訪問先の範囲

④ 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

### ○ 提供するサービス

④ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与。

- ① 障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
- ② 訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

- ・ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ・ 訪問担当者は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

私は通園施設です。保育所等訪問支援を実施しなければならないのですか!?

POINT 1  
現在の通園施設は「児童発達支援センター」とみなされますが、保育所等訪問支援はそのセンターの必須事業となる予定です。

POINT 2  
保育所等訪問支援を行うための体制整備等に、3年間の経過措置があります。

POINT 3  
報酬は、提供時間ではなく、回数により算定する方法が予定されています。

POINT 4  
人員基準は「訪問支援を行うために必要な数」を配置する必要があります。

20

## 保育所等訪問支援の指定基準案

### 人員基準・設備基準案の概要

人員基準案	従業者	訪問支援員	事業規模に応じて必要な数 (障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士及び心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者)
		児童発達支援管理責任者※	1人以上(業務に支障がない場合は管理者との兼務可)
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備基準案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。</li> </ul>		

※ 支援の提供にあたって、児童発達支援管理責任者が訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可とする。

### 運営に関する基準

<ul style="list-style-type: none"> <li>・身分を証する書類の携行</li> <li>・通所利用者負担額の受領</li> <li>・運営規程</li> <li>・準用(基準省令各条、12～22、24～30、32、34～36、38、41、43～45、47～50、51の1項、52～54)</li> </ul>
---

21

## 障害児入所施設の指定基準案について(当初からの変更分)

障害児入所施設に係る基準省令については、パブリックコメントに寄せられた意見等を踏まえ必要な修正を行い、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」の創設及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(旧児童福祉施設最低基準)(昭和23年厚生省令第63号)」の一部改正を、2月上旬目途にする予定である。

なお、昨年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議において、指定基準案をお示したところであるが、主な変更点については、次のとおりである。

### ○ 嘱託医の要件

- 主たる対象の障害が知的障害の場合は、
- (変更前) 精神科の診療を相当の経験を有する者
  - (変更後) 精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者

22

## みなし指定に関すること

【※他のサービスを実施する場合は、指定が必要。(次頁)】

### ◇ 事業者指定に関する経過措置 (法)

○知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設 → 「障害児入所施設」

- ・ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。 )又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている者は、施行日に、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第27条)

※ みなし指定の有効期間は、現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となることに留意。

### ◆ 事業等の開始に係る届出に係る経過措置 (法)

○知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設 → 「障害児入所施設」

- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を設置している者は、施行日に必要な届出等を行って障害児入所施設を設置しているものとみなされる。(附則第34条第1項)

23

(注) 施行日までには必ず行う必要がある事務(みなし規定がないもの)

内 容	実施主体
<p>○障害児入所施設又は障害福祉サービス※の指定</p> <p>&lt;該当事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳以上の障害児施設入所者がいて、継続して支援が必要な場合 → 障害福祉サービスの指定が必要</li> <li>・ 施行日以降に、新規に障害児入所支援を開始する者</li> </ul>	<p>都道府県 指定都市 児童相談所設置市</p> <p>※ 24年4月以降の障害福祉サービスの指定は、都道府県、指定都市、中核市</p>

### 【POINT】

・ 4月1日の新規の自立支援法上の指定が必要な場合の申請先は、神奈川県です。

24

## 福祉型障害児入所施設の指定基準案

### 1. 人員基準案の概要

職種	知的障害の場合	自閉症の場合	盲ろうあの場合	肢体不自由児の場合
嘱託医※1	1人以上			
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士※2	・総数： ①知的障害児（自閉症含む）4. 3：1以上 ②盲ろうあ児：乳幼児4：1以上、少年5：1以上 ③肢体不自由児：3. 5：1以上  ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上			
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※3	1人以上			
調理員※4	1人以上			
職業指導員	職業指導を行う場合			
心理指導担当職員※5	心理指導を行う場合			
児童発達支援管理責任者	1人以上（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）			

- ※1 知的障害児（自閉症含む）の場合は、精神科又は小児科、盲ろうあ児の場合は眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者を加える。  
 ※2 30人以下を入所させる施設で知的障害児を受け入れる場合、35人以下を入所させる施設で盲ろうあ児を受け入れる場合は、さらに1人以上を加える。  
 ※3 40人以下の施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。  
 ※4 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

### POINT

児童発達管理責任者の配置が新たに加わりました。

25

### 2. 設備基準案の概要

※次期改築等の施設整備を行うまで適用猶予

設備	知的障害の場合	自閉症の場合	盲ろうあの場合	肢体不自由の場合
居室	・定員4人以下(乳幼児6人以下) ・障害児1人当たりの床面積：4.95㎡以上(乳幼児3.3㎡以上) ・障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。			
その他	調理室、浴室、便所、医務室※1、静養室※2			
	・主たる対象の障害が、 知的障害及び盲ろうあの場合は、障害児の年齢、適当に応じ職業指導に必要な設備 盲ろうあの場合は、遊戯室、訓練室 盲の場合は、音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備 ろうあの場合は、映像設備 肢体不自由の場合は、訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備を備えること			

- ※1 主たる対象の障害が知的障害、盲ろうあであって、30人未満の施設においては、医務室を設けないことができる。  
 ※2 主たる対象の障害が盲ろうあであって、30人未満の施設においては、静養室を設けないことができる。

26

# 障害児入所施設の運営の基準

障害児入所支援	新児福省令	障害児施設 H18厚労省178号
・内容及び手続きの説明及び同意	第6条	9条
・提供拒否の禁止	第7条	10条
・あつせん、調整及び要請に対する協力	第8条	11条
・サービス提供困難時の対応	第9条	12条
・受給資格の確認	第10条	13条
・障害児入所給付費等の額に係る援助	第11条	14条
・心身の状況等の把握	第12条	15条
・居住地の変更が見込まれるものへの対応	第13条	16条
・入退所の記録の記載等	第14条	17条
・サービスの提供の記録	第15条	18条
・指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	第16条	20条
・入所利用者負担額の受領	第17条	20条
・入所利用者負担額に係る管理	第18条	21条
・障害児入所給付費等の額にかかる通知等	第19条	22条
・指定入所支援の取扱方針	第20条	23条
・入所支援計画の作成等	第21条	24条
・管理者及び児童発達支援管理責任者の責務	第22条	
・検討等	第23条	25条
・相談及び援助	第24条	
・指導・訓練等	第25条	27条
・食事	第26条	28条
・社会生活上の便宜の供与等	第27条	29条
・健康管理	第28条	30条
・緊急時等の対応	第29条	
・障害児の入院期間中の取扱	第30条	
・給付金として支払を受けた金銭の管理	第31条	
・入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	第32条	32条
・管理者による管理	第33条	33条
・運営規程	第34条	35条
・勤務体制の確保等	第35条	36条
・定員の遵守	第36条	37条
・非常災害対策	第37条	38条
・衛生管理等	第38条	39条
・協力医療機関	第39条	40条
・掲示	第40条	41条
・身体拘束等の禁止	第41条	42条
・虐待等の禁止	第42条	43条
・懲戒に係る権限の濫用禁止	第43条	44条
・秘密保持等	第44条	45条
・情報の提供	第45条	46条
・利益供与等の禁止	第46条	47条
・苦情解決	第47条	48条
・地域との連携	第48条	34条
・事故発生時の対応	第49条	50条
・会計の区分	第50条	51条
・記録の整備	第51条	52条

27

## 医療型障害児入所施設の指定基準案

### 1. 人員基準案の概要

職種	自閉症児の場合	肢体不自由児の場合	重症心身障害児の場合
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	・総数：6.7:1以上 ・各1人以上	・総数：乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上	・各1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

### 【POINT】

児童発達管理責任者の配置が新たに加わりました。

28

## 設備基準案の概要

自閉症の場合	肢体不自由の場合	重症心身障害の場合
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
<p>主たる対象とする障害が</p> <p>自閉症児の場合は、静養室を設けること。</p> <p>肢体不自由の場合は、屋外訓練場、ギプス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備（他に適当な設備がある場合は置かないことができる）、身体の機能を助ける設備を設けること。また、階段の傾斜を緩やかにすること。</p>		

## 運営に関する基準

- ・入所利用者負担額の受領
- ・障害児入所給付費の額に係る通知等
- ・協力歯科医療機関
- ・準用（基準省令、6～16、18、20～38、40～44、45の1項、46～49、51）

29

## (参考)重症心身障害児施設の対応(案)

重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても、24年4月から他の障害者と同様に障害者施策（障害福祉サービス）により対応することとなるが、

- ① 重症心身障害者への適切な支援を提供できる「障害者サービス」が限られている（※現行では療養介護）
- ② 重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましい

ことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いについても措置を講ずる。

### 特例的な取扱い

**医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施できるようにする。**

「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の両方の指定を同時に受ける。

- ① 定員は、児・者で区分しない
- ② 例えば、児童指導員・保育士を生活支援員に読替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可（※1）

医療型障害児入所施設  
(児童福祉法)

療養介護  
(障害者自立支援法)

- (※) 重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力
- (※) 重症心身障害児者に対する在宅生活支援（短期入所など）にも積極的に対応

(※1) 施行日において、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずる。その期間は、事業者指定の有効期限（6年間）を考慮し、平成30年3月末までとする予定。

(※) 18歳以上に適用する報酬については、支援の継続を懸念する意見等を踏まえ、現行の重心施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことができないか24年度報酬改定プロセスにおいて検討。

児者一貫した支援の確保

# 現 知的障害児施設、重症心身障害児施設等入所施設

## 18歳以上の障害児施設入所者への対応(案)

改正法を踏まえ、18歳以上が入所する障害児施設は、法律の附則によるみなし期間(事業者指定の有効期限の残存期間と同一期間)中に、都道府県等と連携し十分に協議を重ね目標とする施設の在り方と利用者の支援方法を決定する。  
 18歳以上の障害者を支援するため、施行日に障害福祉サービスの指定を受けるが、施行後直ちに基準を満たすことが困難な場合があることから、事業者指定の有効期間をその期限として、指定に当たっての基準適用に関する経過措置を設ける。

